

(高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政第 16 号）167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 29 年 9 月 12 日

高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会 会長 内倉 信吾

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名

平成 29 年度 イノシシ・シカ捕獲用箱罟調達

(2) 調達をする物品等の種類

イノシシ捕獲用箱罟 16 基

(3) 納入期限

平成 29 年 10 月 31 日（火）

(4) 納入場所

高森町役場

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

2 契約に関する事務を担当する部局と名称

高千穂町役場 農林振興課 林業係

〒882-1192

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13 番地 高千穂町役場 3 階

電話 0982-73-1208 FAX 0982-73-1228

電子メール takafumi@town-takachiho.jp

3 契約条項を示す場所及び日時

本公告と合わせて、宮崎県高千穂町及び熊本県高森町、大分県竹田市公式サイト上に平成 29 年 9 月 28 日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当

しない者であること。

- (2) 調達する物品について、宮崎県高千穂町又は熊本県高森町、大分県竹田市のいずれかで製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) 宮崎県又は熊本県、大分県に本店又は支店を有する者であること。
- (4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (5) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請書の提出を行った者であること。
- (6) この公告の日から下記 7 に掲げる開札までの間に、宮崎県高千穂町又は熊本県高森町、大分県竹田市のいずれかが発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、宮崎県又は熊本県、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 公告事項等に対する質問及び回答

(1) 質問の受付期間

平成 29 年 9 月 12 日（火）から平成 29 年 9 月 21 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 質問者への回答

質問書（様式自由）の提出を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に FAX 又は E メールにより回

答するものとする。

(3)回答書の閲覧

質問書の提出を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）から平成29年9月27日まで宮崎県高千穂町及び熊本県高森町、大分県竹田市公式サイト上に掲載する。

6 競争参加資格証明資料の提出

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格証明資料（別紙様式1）を平成29年9月21日（木）までに高千穂町役場農林振興課（上記2に同じ）に提出しなければならない。提出方法は、電子メールにPDF形式で添付して提出するか、「一般書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかの方法により郵送で提出すること。

7 入札書の提出及び開札の場所及び日時等

- (1) 場所 高千穂町役場 4階 大会議室
- (2) 日時 平成29年9月28日（木）10時00分
- (3) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状（別紙様式2）を提出すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- (5) 落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。
- (6) 再度の入札は2回までとし、再度の入札の結果落札者が決定しない場合は、指名競争入札に移行し、手続を改めることとする。
- (7) 郵送による入札は認めない。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金の額は、100分の5以上とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に本協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2ヶ年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらを誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

9 契約保証金に関する事項

契約保証金は不要とする。

10 入札の無効

次に規定する事項に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (6) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、令第 167 条の 9 の規定によりくじによる落札者決定を行う。落札者を決定したときは、その旨を落札者の入札書に記入し、くじを引いた入札者又はこれに代わってくじを引いた職員に記名押印させるものとする。